

令和8年度「只見町みらいの人財育成奨学資金」

奨学生募集のしおり

「只見町みらいの人財育成奨学資金」は、只見町出身の生徒又は学生が自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択し、意欲的に学業に専念できるよう町が奨学金を貸与し将来を担う人財の育成に資することを目的としています。

またこの制度は、将来只見町に戻ってきた際にはその年度ごとの返還分を免除できるようにしておりリターン者を増やすことも目的としています。

いろいろと学んでいただいて、只見町に戻ってきていただけると幸いです！

I. 応募資格

- (1) 只見町内に3年以上引き続き住所を有し、只見町立中学校を卒業し、向学の意志のある方
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等学校、短期大学、大学又は専修学校に進学、又は在学する方
- (3) 品行が正しく、学術にすぐれた、学生、生徒であること
- (4) 貸与申請時に必要となる連帯保証人、生計維持者が只見町内に住所を有する方

2. 利用可能額（貸与額）※無利子貸与

| 貸与区分 | 月額 | 入学支度金（入学時） |
|----------------|-----------|------------|
| 高等学校 | 12,000円以内 | なし |
| 4年制大学、短大、専門学校等 | 40,000円以内 | 300,000円以内 |

※ 医・歯・薬など6年制大学は、4年制大学と同じ貸与区分になります。6年制大学の場合、最大6年間の奨学金貸与を受けられますが、返還金等は同じとなります。支払額が増えることとなります
が、返還免除は上限の範囲内となります。

※入学後の申込みの場合は、入学支度金は支給されません。

※申請時の学校のみ対象となります。途中で転学した場合や大学院などの分は支給外となります。

3. 令和8年度分募集の申込期限

◎申込期限：令和8年1月30日（金）

※申込期限後も随時申込み可能ですが、貸与開始時期が遅くなりますので進学先が決定した場合はなるべく早めにお申込みください。

4. 出願に必要な書類

チェック

- 只見町みらいの人財育成奨学資金貸与申請書（様式第1号）
 - ・申請用紙はこの募集要項に添付してあります。
 - ・記入例を参考に、黒のボールペンを使用して楷書で記入してください。
- 在籍校からの成績証明書（任意様式）
 - ・在学校へ作成を依頼してください。
- 合格証明書のコピー（年度途中から貸与を希望する方は、在学証明書）

5. 申請手続きから採用まで

1. 申請書を取得（只見町教育委員会、只見町役場窓口、公民館等に備え付けてあります。）
 2. 在籍校に成績証明書の作成をお願いする。
 3. 成績証明書を待っている間に申請書を書いておく。※連帯保証人の方にも記載をお願いする。
※連帯保証人とは、本人や生計維持者とは別の世帯で独立した生計を営む方
 4. 必要書類一式が整ったら、封筒に入れて只見町教育委員会宛てに郵送、または持参し提出する。
(前述の令和8年度分募集の申込期限の日に必着であること)
 5. 審査：書類審査（※必要に応じ面接審査を実施する場合があります。）
 6. 採用、または不採用を決定し、申請者へ書面にて通知します。
- ※申込期限を過ぎて進路が決定した場合なども申込みができますので入学前に早めにお申込みください。また年度途中から利用したい方の申請受付も行っております。
なお、ご不明な点は教育委員会までご連絡ください。

6. 利用期間中（貸与期間中）の注意点

- 毎年4月に在学の確認のため、在学証明書を提出していただきます。
(提出の無い場合は奨学資金の貸与を停止することがあります)
- 退学、または奨学資金の利用をやめる場合は、担当までご連絡ください。
- 本人または連帯保証人の方の住所が引っ越し等で変更になった場合や申請した内容に変更があった場合は必ずご連絡ください。

7. 奨学資金の返還について

- 利用した奨学資金は、返還開始から10年以内で期間を設定して全額返還していただきます。
- 据え置き期間は、卒業または奨学資金の利用をやめた次の月から30歳に到達する月までの期間で設定できます。
これは、就業後に収入が安定するまでの期間や将来只見町に戻ってくる前に社会勉強のために就業をする場合の期間などを想定して、長めに設定されたものです。
就業、結婚など自分の将来設計を踏まえたうえで据置期間を決定してください。
ただし、一度返還が始まると先延ばしは出来ませんのでご了承ください。

- 返還のための手続き書類は、学校卒業前に本人または連帯保証人の方へ郵送いたします。
※利用を途中でやめた場合は、その都度発送いたします。
- 只見町奨学資金は無利子です。

【重要】

奨学資金は貸付金です。貸与が終了すると返還の義務が生じます。返還金は今後、後輩学生が利用する奨学金の原資となる重要なものです。只見町奨学資金の申請にあたっては、申請者及び連帯保証人並びに保証人において、卒業後の返還義務を十分に御理解の上、申請されますようお願いいたします。

□返還額の例 下記の内容は貸与総額、返還期間によって異なります。

| | 貸与年 | 貸与 月額 | 貸与 月数 | 支度金 | 貸与総額 | 返還月額 10年の場合 | 回数 |
|-------|-----|----------|----------|---------|-----------|----------------|-----|
| 4年制大学 | 4 | 40,000 | 48 | 300,000 | 2,220,000 | 18,500 | 120 |
| 高等学校 | 3 | 12,000 | 36 | 0 | 432,000 | 3,600 | 120 |

8. 奨学資金の返還免除について

□最大年間免除額 総貸与額を10年で返還した場合の年間額

上記の額が222,000円※を超える場合は222,000円を上限とする。

4年制大学に進学し、支度金と4年間奨学資金を借りて10年間で返済する場合の金額を免除の年額上限として設定しています。

$$\{ (\text{月 } 40,000 \text{ 円} \times 48 \text{ ヶ月} + 300,000 \text{ 円}) \div 10 \text{ 年} \} = 222,000 \text{ 円／年}$$

- 卒業後、只見町に戻ってきた場合は、年度ごとに申請をしていただくことでその年度分の返還額について免除します。なお、申請書はその年度の属する4月10日までに提出しなければなりません。
- 転勤を伴う企業など（本社、営業所が別にある企業や県の職員など）を除き、只見町に住所を有し、居住の実態があれば免除対象となります。
- 転職などやむを得ない理由等で、町外に住所を移動した場合はその翌月から返還が始まりますのでご注意ください。
- 免除事由が年度の途中で該当することとなった場合や提出が遅れた場合は、申請の許可となった翌月からの年度分が免除となりますので、提出忘れのないようにご注意ください。
- 他の奨学金も含めて、同様の返還支援制度などを利用している場合は該当になりません。
- 貸与区分が「高等学校」の奨学資金については免除対象外となります。
- コロナ対策で実施している「只見町家計急変奨学一時金」は免除の対象外です。

9. 「只見町奨学資金貸与条例」の返還者の取扱い

- 令和4年4月1日以降に制定された、この新制度での返還免除対象者となります。
- 年間の免除上限については、新制度を適用し総貸与額を10年で返還した場合の年間額または222,000円のいずれか低い方の額となります。
- 返還中の奨学金に滞納がある場合は、滞納分が解消されるまで対象となりません。
- 「只見町奨学資金貸与条例」の貸与者で、新制度開始以降（令和4年4月1日以降）に返還が始まる者については、新制度における据え置き期間及び返還期間が適用されます。（据置期間＝満30歳に達する月までの期間）

なお、返還のための新しい手続き書類は、卒業時期後に、本人または連帯保証人の方へ郵送いたします。

よくあるご質問

| |
|--|
| Q. 福島県や日本学生支援機構などの奨学資金と併用は可能ですか。 |
| A. 日本学生支援機構の奨学資金は併用可能ですが、福島県の奨学資金は併用できません。他の奨学資金との併用についてはそれぞれの奨学資金の利用規約・条例等をご覧になり、併用可能かどうかをご確認ください。 ※只見町の奨学資金でも、医療の奨学資金は他の奨学資金との併用を禁止していますので、ご注意ください。 |
| Q. 奨学生採用決定後に進学先が変更になった場合、貸与区分を変更できますか。 |
| A. 進学前の変更はできます。進学先が変更になった場合は、新しい進学先が決まった時点で事務担当者までご連絡ください。なお、途中からの転学、大学院など当初入学した学校と変更となった場合は奨学金の対象外となりますのでご注意ください。 |
| Q. 国の奨学金などを別の補助制度で利用しています。その場合でも町の分は免除となりますか。 |
| A. 国の奨学金などであっても、いくつもの補助等を受けることは出来ません。どれかを選んでいただくこととなります。町の制度と別の制度を比較して、自由に選択をしていただいて結構です。 |
| Q. 返還免除上限額（222,000円）を超える額の免除は出来ませんか。 |
| A. 旧制度「只見町奨学資金」での返還者や返還期間を短く設定した場合に年間返還額が上限を超える可能性がありますが、上限を超える金額は免除とはなりません。また、上限を超える金額は、毎月返還していただきます。 |
| Q. 据え置き期間中に只見町に帰ってきました。返還免除を受けることは可能ですか。 |
| A. 只見町に戻って来た時点で据置期間と返還期間の変更を届け、免除申請書を提出することでその年度の免除は可能となります。ただし、一度返還を始めてしまうと返還期間の変更等はできませんのでご注意ください。 |
| Q. 返還免除は、町内に住民登録して居住の実態があれば認められますか。 |
| A. その通りです。結婚生活なども想定し、就業は条件にしていません。隣町の企業に自宅から通勤する場合など、町内に居住の実態があれば大丈夫ですが、住所をいたまま単身赴任するなど居住をしていない場合は対象外となります。 |

～只見町には他にも医療技術者等育成のための奨学資金制度があります～

●只見町医療施設等技術者養成奨学資金

●只見町保健師・助産師及び看護師養成奨学資金

【目的】保健師・助産師・看護士・放射線・リハビリテーション業務

【資格】医療技術者養成施設、専修学校、看護師学校

【貸与の額】月 100,000 円以内（※夜間定時制等 50,000 円以内）

【据置期間】1か月または1年

【返還期間】10年以内

【返還免除】町職員として就職

お問合せ先：只見町保健福祉課保健係 TEL：0241-84-7005

◆書類郵送先（只見町みらいの人財育成奨学資金についてのご質問も下記へ）

〒968-0421

福島県南会津郡只見町大字只見字町下 2591-30

只見町教育委員会 奨学資金業務担当 行

TEL：0241-82-5320

FAX：0241-82-2337



イワっぷ



ブナりん
~ 5 ~



アカショウちゃん

©Tadami